

# 予算決算常任委員会会議録

## 目次

---

---

【開 会】 .....	4
議案第6号 令和5年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について.....	4
【閉 会】 .....	10

## 1 日 時

令和6年9月20日（金）午前10時00分～午前10時20分

## 2 場 所

議場

## 3 出席委員（14名）

委員長	小 林 勇 治						
副委員長	櫻 井 恵 二						
委 員	渡 邊 英 子	榊	真衣子	齋 藤 典 子			
	神 谷 靖	石 塚 政 行	掛 下 法 示				
	宮 本 莊 山	高 瀬 由 子	関 由紀夫				
	伊 藤 幹 夫	佐 貫 薫	石 井 侑 男				

## 4 欠席委員

なし

## 5 説明員（10名）

### (1) 総務課（3人）

①総務課長 高橋 弘一

②行政担当 吉田佐江子

③財政担当 矢板 洋

### (2) 社会福祉課（1人）

①社会福祉課長 沼野 晋一

### (3) 高齢対策課（1人）

①高齢対策課長 加藤 清美

### (4) 健康増進課（1人）

①健康増進課長 高橋 理子

### (5) 出納室（1人）

①出納室長 丸谷久美子

### (6) 選挙監査事務局（1人）

①選挙監査事務局長 相馬 香織

### (7) 水道課（1人）

①水道課長 柳田 恭子

### (8) 下水道課（1人）

①下水道課長 江連 康一

6 欠席説明員

関係部課長等以外は出席せず。

7 事務局 星 哲也 粕谷 嘉彦 佐藤 晶昭

8 付議事件

議案第6号 令和5年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について

## 9 会議の経過及び結果

### 【開 会】

○委員長（小林勇治） ただいまの出席委員は 14 名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、予算決算常任委員会を開会する。 (10 時 00 分)

### 議案第 6 号 令和 5 年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について

○委員長 この委員会に付託された案件のうち、議案第 6 号 令和 5 年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定については、去る、9 月 11 日開催の本委員会において、分科会を設置し、それぞれの審査事項を付託したが、その審査を終了し、結果の報告書が委員長の下に提出されている。

これより、各所管事項について審査結果の報告を求める。

初めに、総務所管について審査結果の報告を求める。

神谷靖総務分科会委員

○総務分科会委員（神谷靖） 御報告申し上げます。

去る 9 月 11 日の予算決算常任委員会において、本分科会に付託されました、議案第 6 号の歳出のうち総務常任委員会の所管に属する事項について、審査の経過及び結果の御報告を申し上げます。

付託案件審査のため、去る 9 月 12 日、第 1 委員会室にて、総務分科会を開催し、説明のため当局から関係部課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

初めに議案第 6 号の歳出のうち、総務常任委員会の所管に属する事項について御報告申し上げます。

まず 1 款、議会費は、議会の運営及び議員の議会活動等に要する経費であります。

決算額は、1 億 4,975 万 3,123 円、予算現額に対する執行額は、94.4%であります。

続いて2款、総務費は、主として市の内部管理及び全庁的な共通事項に要する経費であります。

決算額は、23億263万5,564円、予算現額に対する執行率は、90.9%であります。

3款1項1目、社会福祉総務費のうち人権対策事業は、人権相談や人権啓発活動の推進に要する経費であります。

決算額は、47万7,996円であります。

3款1項3目、国民年金費は、国民年金に関する事務に要する経費であります。

決算額は、282万2,814円であります。

4款1項3目、環境衛生費は、生活環境の保全等に要する経費であります。

決算額は、1億2,826万9,439円であります。

4款1項4目、公害対策費は、公害対策等に要する経費であります。

決算額は、383万8,450円であります。

4款2項、清掃費は、ごみ減量やごみ処理等に要する経費であります。

決算額は、3億7,590万6,897円であります。

7款1項4目、消費者行政対策費は、消費トラブルのない賢い消費者を育成するために要する経費であります。

決算額は、310万3,219円であります。

9款、消防費は、市民の生命、財産を災害から守るため等に要する経費であります。

決算額は、5億1,609万5,388円、予算現額に対する執行率は98.1%であります。

10款2項2目、教育振興費のうち小学校情報機器整備事業は、市内小学校におけるGIGAスクールの教育活動に要する経費であります。

決算額は、8,125万8,808円であります。

10款3項2目、教育振興費のうち中学校情報機器整備事業は、市内中学校におけるGIGAスクールの教育活動に要する経費であります。

決算額は、2,273万8,847円であります。

12款、公債費は、地方債等の元利償還に要する経費であり、決算額は、12億6,660万4,544円、予算現額に対する執行率は99.2%となっております。

13款、諸支出金は、土地開発基金積立金であります。

決算額は、33万8,642円、予算現額に対する執行率は99.1%であります。

14款、予備費は、2款、総務費へ59万6,000円、3款、民生費へ129万8,000円、6款、農林水産業費へ76万5,000円、10款、教育費へ26万2,000円、11款、災害復旧費へ597万3,000円をそれぞれ充用したものであります。

いずれも緊急執行を要し、やむを得ないものと認めたものであります。

歳入歳出差引残額の、6億4,696万4,549円が翌年度へ繰越しとなっております。

以上、この分科会に付託されました議案については、採決の結果、いずれも全会一致、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○委員長 次に、教育福祉産業所管について審査結果の報告を求める。

宮本莊山教育福祉産業分科会委員。

○教育福祉産業分科会委員（宮本莊山） 御報告申し上げます。

去る9月11日の予算決算常任委員会において、本分科会に付託されました、議案第6号の歳出のうち、教育福祉産業常任委員会の所管に属する事項について、審査の経過及び結果の御報告を申し上げます。

付託案件審査のため、去る9月12日、議場において分科会を開催し、説明のため当局から関係部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

初めに、議案第6号の歳出のうち、教育福祉産業常任委員会の所管に属する事項について御報告申し上げます。

3款、民生費は、心身障がい者の支援等に要する経費であり、決算額は51億794万7,818円、予算現額に対する執行率は、92.6%であります。

次に、4款、衛生費は、健康の保持増進等に要する経費であり、決算額は、9億8,903万6,048円、予算現額に対する執行率は、82.3%であります。

次に、5款、労働費は、勤労者対策等に要する経費であり、決算額は、188万7,317円、予算現額に対する執行率は、69.3%であります。

次に、6款、農林水産業費は、農業・林業・水産業等に要する経費であり、決算額は5億2,844万1,847円、予算現額に対する執行率は、93.1%であります。

次に、7款、商工費は、商業、工業及び観光事業の振興等に要する経費であり、決算額は、7億2,852万4,876円、予算現額に対する執行率は、97.7%であります。

次に、8款、土木費は、道路・河川等の生活環境整備並びに公営住宅の維持管理、都市計画事業等に要する経費であり、決算額は13億72万4,123円、予算現額に対する執行率は、76.0%であります。

次に、10款、教育費は、学校教育等に要する経費であり、決算額は、30億8,537万4,527円、予算現額に対する執行率は、96.6%であります。

なお、質疑においては、旧矢板市立川崎小学校校庭用地取得について、令和5年6月の定例会議時に、「教育施設の集約施設としての候補地として取得したい」旨の説明があったことに対し、現在その用途が異なり、「教育施設としての利活用を断念し、普通財産化し利活用が検討されている」とのことから、適切ではないなどの発言がありました。

次に、11款、災害復旧費については、令和5年9月4日の大雨により被災した農地・道路・河川等の災害復旧工事等によるものであります。

決算額は、2,095万1,700円、予算現額に対する執行率は23.9%となっております。

以上、本分科会に付託されました議案第6号については、賛成少数、不認定とすることに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○委員長 各分科会報告を終わる。

ただ今の各分科会報告に対し、質疑を行う。

質疑の通告はない、質疑はあるか。

(「質疑終結」と言う声あり)

(「賛成」と言う声あり)

○委員長 13 番、伊藤幹夫委員より質疑終結の動議が提出され、必要とする賛成者があるので、動議は成立している。この動議を議題とする。動議のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、質疑を終結されたいとの動議は可決された。質疑を終わる。

○委員長 続いて、議案に対する討論に入る。

討論の通告があるので、順次発言を許可する。

7 番 掛下法示委員。

○掛下委員 令和5年度矢板市一般会計決算認定について、令和5年度矢板市一般会計決算認定について、反対討論を行います。

教育総務費、一般管理費、公有財産購入費 3,382 万 6,000 円については、廃校になった旧川崎小学校のグラウンドの一部が民間の所有物となっていましたので、市の公有財産とすべく第 388 回定例会議、議案第 23 号により申請がありました。

しかし、教育福祉産業常任委員会の審議では、グラウンド土地取得の利用目的が明確化されていなかったもので、議案は認められないとの意見が出て、その後市からの利用目的について、教育施設の集約施設候補地として取得するとの答弁があり、常任委員会としては承認した経緯があります。

今回の、令和5年度一般会計決算において、現在その用途が異なり、教育施設としての利用は断念し、利用を再検討する説明があり、本来の教育施設利用の目的で

ないまま、予算を執行したことが、問題となります。

よって、決算認定については、認めることはできませんので、反対いたします。

○委員長 4番、斎藤典子委員。

○齋藤委員 賛成討論。委員長の許可をいただきましたので、令和5年度矢板市一般会計歳入歳出の決算の認定について、賛成の立場から討論したいと思います。

今回問題視されていますのは、川崎小学校校庭の財産取得の件であります。校庭の一部が賃貸となっていることから、昨年6月15日の教育福祉産業常任委員会での話し合いの中で、市の意見としても、この土地は相手方と賃貸契約が、令和5年3月末をもって期間が満了となっており、旧川崎小学校の校庭及び校舎は公的な活用教育施設として考えていますとのことでした。

当時は、いろいろな意見もありましたが、最終的には、賛成多数で、議会の同意が得られ購入することができました。

この決算書は、令和5年度の決算書であり、しっかり監査もされておりました。

また、実質収支に関する調書は、歳入と歳出を比べ、実質収支が黒字となっており一般会計の認定については、問題ないと考え賛成いたします。

○委員長 ほかに討論はないか。

(「討論終結」と言う声あり)

(「賛成」と言う声あり)

○委員長 13番、伊藤幹夫委員より討論終結の動議が提出され、必要とする賛成者があるので、動議は成立している。この動議を議題とする。動議のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、討論を終結されたいとの動議は可決された。討論を終わる。

○委員長 これより採決する。

議案第6号は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求める。

(起立多数)

○委員長 起立多数である。したがって、議案第6号は原案のとおり認定された。

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は、全て終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、本会議における報告については、委員長に一任された。

## 【閉 会】

---

---

○委員長 これで予算決算常任委員会を閉会する。

(10時20分)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

予算決算常任委員会委員長